

## NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 人材育成の奨励金

## 日本再生人材育成支援事業について

健康、環境、農林漁業分野等（医療・介護、情報通信業、建設業の一部、製造業の一部などを含む）の事業を行う事業主が、雇用する労働者（非正規雇用労働者を含む）に対して、一定の職業訓練を実施した場合には、以下の奨励金が支給されます。

## 非正規雇用労働者育成支援奨励金

有期契約労働者等に対し、一般職業訓練（Off-JT）または有期実習型訓練（Off-JT+OJT）を行った場合に、賃金及び訓練経費について助成が受けられます。

支給額（1訓練コースにつき） ※（ ）は大企業

- ・Off-JT分支給額：賃金助成…1人1時間当たり 800円（500円）  
経費助成…1人当たり 30万円（20万円）を上限
- ・OJT分支給額：実施助成…1人1時間当たり 700円（700円）

※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円 キャリアアップ管理者の配置が必要。

## 正規雇用労働者育成支援奨励金

正規雇用の労働者に対し、1コースの訓練時間数が10時間以上の職業訓練（Off-JT）を行った場合に、訓練に要した経費について助成が受けられます。

支給額（1訓練コースにつき）

1人当たり20万円を上限 ※1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円

## 海外進出支援奨励金

①留学：正規雇用労働者を国外に留学させた場合に、入学金・受講料・教科書代・住居費・交通費について助成が受けられます。

②出向：正規雇用労働者を、既に海外進出している国内企業の海外の子会社等に出向させた場合に、実地訓練に要した経費や住居費・交通費について助成が受けられます。

※今後海外事業展開を考える海外未進出企業で、海外展開後も雇用維持する事業主が対象。

上記奨励金については、平成25年3月31日までに職業訓練計画（非正規雇用労働者育成支援奨励金についてはキャリアアップ計画も必要）を作成して認定を受け、受給資格認定申請書提出日から6ヶ月以内に訓練を開始した事業主が対象となります。

●詳細は厚生労働省HP

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/ikusei/)

●平成25年3月末で廃止または変更予定となる雇用関係助成金については、下記でご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/dl/130214-1.pdf>